

志貴野長生寮訪問介護センター 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会が設置経営する志貴野長生寮訪問介護センター（以下「事業者」という。）は、要介護状態にあるものに対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）による適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護計画に基づき、事業所が実施する、次項に規定する業務のほか、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要な指導及びその他の援助を行うよう努めるものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを行うよう努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 志貴野長生寮訪問介護センター

(2) 所在地 富山県高岡市滝新21番地1号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び員数)

第4条 事業所を運営する為に、職種ごとの従業者を次のとおり置く。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）に規定するところによる。

(1) 施設長（管理者） 1名 (常 勤)

(2) サービス提供責任者 1名 (常 勤)

(3) 訪問介護員 約10名 (常 勤)

(常勤換算方法2.5人以上)

2 前項に定める者のほか必要に応じ他の従業者を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 管理者は、事業所従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。

2 サービス提供責任者は次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- 3 訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、それに沿った指定訪問介護を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう援助する。

第3章 定員

(定員)

第6条 定員は30名とする。

第4章 営業日及び営業時間

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 24時間

第5章 利用者の訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

(訪問介護の方針)

- 第8条 事業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及びその他の援助を妥当適切に行う。
- 2 利用者への訪問介護は訪問介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
 - 3 事業者の従業者は、利用者の訪問介護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、訪問介護上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
 - 4 事業者は、利用者の処遇に当たっては、その利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 6 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護従業者等に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 訪問介護員等の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(指定訪問介護の内容)

第9条 事業者で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 排泄、食事介助
 - ② 清拭、入浴、身体整容
 - ③ 体位変換
 - ④ 移動、移乗介助、外出介助
 - ⑤ その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ① 衣類の洗濯、補修
 - ② 住居の掃除、整理整頓
 - ③ 生活必需品の買い物
 - ④ その他必要な生活援助

(生活相談等)

第10条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 事業者は、利用者に対し、訪問介護計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及びその他の援助を行う。
- 3 事業者は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 5 事業者は、利用者に対し解約後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。

(利用料)

第11条 事業者が指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に不合理な差額が生じないものとし、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前項までの利用料に係る指定居宅介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族等に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第12条 事業者は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、指定訪問介護サービスの内容及び費用を記した文書により説明及び同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、高岡市の区域とする。

(指定訪問介護の状況に関する記録の整備)

第14条 事業者は、次の各号に掲げる利用者の指定訪問介護の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 利用者の指定訪問介護に関する計画
- (2) 行った具体的な指定訪問介護の内容等の記録
- (3) 身体拘束等行った場合のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者からの要望等の内容等の記録
- (5) 利用者に対する指定訪問介護による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 虐待防止に関する事項

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第7章 緊急時等における対応方法

第16条 事業者は利用者の心身状況に急変が生じた場合、その他急変の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなどの必要な措置を講じる。協力医療機関への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護の提供により緊急をようする事態が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第8章 その他事業者の運営に関する重要事項

(秘密保持等)

第17条 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業者は必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によ

り得なければならない。

（個人情報の保護）

- 第18条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、施設での処遇以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（苦情等への対応）

- 第19条 事業者は、提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、その苦情等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、提供した指定訪問介護に関して、介護保険法第23条の規定により市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、市町村から求めがあった場合には、改善内容を報告しなければならない。
- 4 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第3号の規定による調査にできる限り協力する。指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第20条 事業者は、事故が発生又は再発することを防止するため、次に定める措置を講ずるものとする。
- （1）事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- （2）事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- （3）事故発生の防止のための委員会及び訪問介護員等に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、損害賠償等必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

- 第21条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第22条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業者の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第23条 事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外のものに対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 事業者は、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修機関が実施する研修や当該事業者内の研修への参加の機会を設け、また業務の体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3か月以内

(2) 虐待防止に関する研修 年1回

(3) 継続研修 年1回

2 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 雑則

(改正)

第25条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を経て行うものとする。この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長がこれを定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。